

済生会松阪総合病院 院内事故調査委員会（事例検討会を含む） 細則

（目的）

第1条 多部門からの事例を検討し、今後の対策としての方針を立案することで、医療の質の向上に努めることを目的とする。

（対象となる症例）

第2条 対象となる事例の選択基準は次の通りとする。

- ① 予期せぬ結果が生じた場合。
- ② 紛争が予想される場合。
- ③ 他科及び他職種との連携が不備の場合。
- ④ 各委員会からの依頼要請があった場合。
- ⑤ 管理者からの質疑について

（構成メンバー）

第3条 構成メンバーは次の通りとする。

- ① 管理者メンバー
- ② 医療安全管理室長、医療安全管理委員長、医療安全管理者
- ③ 当該者とその所属長、関連部所属長
- ④ 病理医
- ⑤ 医療安全推進委員（リスクマネージャー、セーフティマネージャー）
- ⑥ その他、病院長が指名

（検討事項）

第4条 検討項目の事項は次の通りとする。

- ① 診断およびその判断は正しかったか。
- ② 適切な治療法がされたのか。
- ③ すべきである治療が行われたのか、それとも行われなかったのか。
- ④ 他の治療法が行われた場合はどうであったのか。
- ⑤ 患者その家族に対し、十分なインフォームド・コンセントが行われていたか。
- ⑥ 病状の変化に対応した不適切な検査（遅延や見落とし）、治療ではなかったか。
- ⑦ チーム医療として、治療スタッフ等の評価を適切に受けていたか。
- ⑧ 事後対策に問題がなかったか。

（守秘義務）

第5条 第3条に定めるものは、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、知り得た内容について守秘義務を負うものとする。また、任期終了後においても守秘義務を負う。

（事務）

第6条

この会の事務は安全管理室が担当し、司会、議事、議事録の作成及び保管、開催通知等を行う。

(報告および院内会報)

第7条

この会の議事録については、管理者会議に報告し、院内周知については病院長が決定する。

(その他審議)

第8条

医療事故または明らかに医療事故が疑われる場合は、病院長の指揮のもと事故調査委員会をこの会と別に開催する。

この規程は、平成22年5月1日から施行。

平成24年9月19日 改正

平成25年3月25日 改正